

(お知らせ)

令和3年4月24日

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

京都府緊急事態措置に伴う施設の利用予約のキャンセル対応について

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象となる条件について

- ① 京都府緊急事態措置期間（4月25日～5月11日）を利用日とする利用予約をキャンセルする場合

※ 4月12日（月）から実施している京都府まん延防止等重点措置期間における施設閉鎖時間帯を含む利用予約をキャンセルする場合と異なり、利用する時間帯を問わない。

- ② 令和3年4月25日（日）時点で当該利用予約が成立している場合

※ ただし、京都府が緊急事態宣言の発令を要請した令和3年4月21日（水）～令和3年4月24日（土）にキャンセルされた場合を含む

2 上記1の全ての条件を満たす場合の利用料金の取扱いについて

既に公の施設の利用料金が納入されている場合は全額還付します。
また、未納の場合は納入を求めません。

3 キャンセル受付期間について

京都府緊急事態措置が期間途中で解除された場合、その時点で全額還付を前提としたキャンセルの受付は終了します。

※ 詳しくは、各施設にお問い合わせください。